

第 4 回

（仮称）加古川市手話言語及び 障がい者コミュニケーション促進条例 検討委員会

議事録

日時：平成 28 年 10 月 3 日（月）午前 10 時開会

場所：加古川市役所 9 階 191 会議室

1 開会

○**杉山会長** おはようございます。兵庫大学の杉山です。

それでは、第4回（仮称）加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション促進条例検討委員会を開催いたします。

早速ですけれども、事務局から、本日の出席状況と配付資料の確認をお願いいたします。

○**事務局** 事務局の障がい者支援課 前田でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

最初に、本日の出席状況でございます。委員全9名及び嘉田オブザーバーにご出席いただいております。

また、本日の会議においても、手話通訳を東播手話通訳者協会様、要約筆記を加古川要約筆記たんぽぽ様に、それぞれご協力いただいております。

次に、本日の会議資料について確認させていただきます。委員の皆様には、事前に資料を送付しておりますが、お持ちでしょうか。

まず、最初に次第です。

次に、資料1としまして、第3回検討委員会会議の概要です。

次に、資料2としまして、パブリックコメントの実施結果です。

次に、資料3としまして、条例案です。

最後に、資料4としまして、今後のスケジュールです。

ここまでが、本日の会議資料です。皆様、すべておそろいでしょうか。

なお、傍聴者の皆様にも同様の資料をお渡ししておりますが、これについては前回と同様、閲覧となりますので、ご退席される際は、資料をご返却ください。

次に、会議の進行についてお願いがございます。

本日も、障がいのある方が多数参加されております。また、手話、要約筆記による通訳をお願いしております。つきましては、発言される場合は、挙手のうえ、マイクを使っていただき、毎回お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。また、ゆっくりはっきりと発言して下さるようお願いいたします。以上です。

2 第2回会議概要について

○杣山会長 杣山です。

それでは次第に従って進めます。まず、第3回会議概要について事務局から説明をお願いします。

○事務局 事務局 前田です。

資料1の説明をいたします。資料1をご覧ください。こちらは、前回の会議でご審議いただいた内容をまとめたものです。

まず、題名、「(仮称) 加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例」とすること、障がい者の「がい」の字を漢字とし、条例素案のその他の部分にも漢字で表記すること、この条例が「手話言語」と「障害者コミュニケーション促進」の2つの部分から成ることを強調するため章立てにし、目次を設定することについては、特にご意見はございませんでした。

次に、前文についてですが、①多様なコミュニケーションの方法の一つとして「指点字」を条例素案に加えること、②言語の体系として「手話を含む非音声言語」ではなく「手話言語」とすること、③前文が3つの部分から構成されていることが分かりやすくなるよう各部分の境界に行を挿入して区切り、見出しをつけること、④一文が長文となっている箇所を短く区切ること、⑤宣言部分において「手話が言語であることを認識する」に留（とど）めず「普及する」を加えること、などのご意見がありました。

次に、第1章の総則、条例の目的から財政上の措置までとなりますが、①目的において、「手話言語への理解の促進」に「普及」も加えること、②「障害者」の定義において、この条例内に直接定義を置くこと、③「障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段」の定義において、「写真」を「写真を用いた分かりやすい表現」に変えること、④「学校」の定義において、特別支援学校や幼稚園などの就学前の集団保育の場を加えること、などのご意見がありました。

次に、第2章の手話言語への理解の促進、手話を学ぶ機会の提供等については、特にご意見はございませんでした。

次に、第3章の障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及については、講演会等における手話通訳者、要約筆記者の派遣規定についてご意見がありました。また、医療機関等における手話通訳者、要約筆記者の派遣に関する規定についてもご意見がございました。

第4章の雑則については、特にご意見はございませんでした。

いただきましたご意見につきましては、事務局にて検討し、パブリックコメントの実施前に条例素案に反映させ、各委員に確認をお願いさせていただいたところです。

以上が第3回の会議概要となります。

○ 〆山会長 〆山です。ありがとうございました。

今ご説明いただいた部分については、資料3に関連いたしますので、後ほど審議いたします。ご意見等があれば、その時に願ひします。

続いて、次第の3、パブリックコメントの実施結果について、説明をお願いします。

○事務局 事務局の前田です。

資料2の説明をいたします。資料2をご覧ください。

8月23日から9月23日までの1か月間、市内計39か所において、条例素案を提示し、市民等から出された意見をまとめております。意見提出者は9名であり、内容は、条例素案に関することが10件、条例施行後の施策に関することが6件の計16件となりました。その内容を意見概要としてまとめております。

1 条例素案に関することについて

(1) 第4条（市の責務）に関して、第6条において事業者が合理的配慮の提供を努めることに対し、市が支援する必要がある、その旨を第4条に加えてはどうかというご意見です。

(2) 第6条（事業者の役割）に関して、「合理的配慮」の定義を追加すべきとのご意見です。

(3) 第7条（施策の基本方針）に関して、手話通訳者の派遣コーディネーターの設置に関するご意見がありました。

(4) 第10条（障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解の促進）に関して、学校において手話を言語として使用することなどの記載をすべきとのご意見です。

(5) 第11条（障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を使用するにあたっての環境の整備）第2項に関して、市が積極的に事業者の合理的配慮の提供を支援すべきであり、そのような規定に変更してはどうかとのご意見です。

また、(6)条例制定後も当事者の意見を聞き、施策を検討する場を設けることに対するご意見が3件、(7) この条例を「手話言語条例」だけにすべきとのご意見、(8) 来年の施行は早すぎる。同様の条例を既に制定、施行している他市の問題点を調査し、改めて話し合うべきとのご意見もありました。

次に、2 条例施行後の施策に関することについて

手話通訳者の増員に向けた取組みや手話通訳者の派遣範囲の拡大、広報へのFAX番号の掲載、講演会等での手話通訳者等配置の明示化、広報を利用した手話学習の機会の提供など多数のご意見がありました。その他のご意見につきましては、資料2に記載のとおりです。

パブリックコメントにおいていただいたご意見については、事務局で整理し、市の意見とともにホームページに掲載する予定です。

また、既に資料3の条例案に反映させているご意見もございます。そちらについては、後ほどの審議の中で具体的にご説明差しあげます。以上です。

○杣山会長 杣山です。

今、パブリックコメントの実施結果について、質問はございますでしょうか。

それでは、資料3を用いて条例案の説明がありますので、そのときにまた質問をいただきたいと思います。

ここからは審議に入りますが、条例案について修正した箇所も含めて説明をお願いします。

○事務局 事務局の福原でございます。

資料3と、資料2にありますパブリックコメントの実施結果に基づく市の考え方について、説明を申し上げます。

まず、資料3の条例案でございます。

パブリックコメントの意見を受けまして修正した箇所でございます。3ページ、第2条の定義におきまして、第5号に合理的配慮の定義を加えております。

内容としましては、「障害者が日常生活又は社会生活において、障害のない人と同等の権利を行使することを確保するため、必要か

つ適当な変更及び調整を行うことをいう。」と定義しております。

定義の内容については、「障害者の権利に関する条約」や明石市、習志野市の条例の定義を参考とさせていただいております。

続きまして、資料3の4ページでございます。第6条の事業者の役割に関する規定でございます。当初は「合理的な配慮」としていましたが、第2条に定義規定を加えたことにより「合理的配慮」と修正いたしました。

続きまして、資料3の6ページでございます。第11条第2項の事業者への支援に関する規定でございます。当初は「事業者が（中略）合理的な配慮の提供を行う場合において」としていましたが、パブリックコメントの意見を受けて、市が積極的に支援するという表現に修正いたしました。第2項の規定を読みあげます。「市は、事業者が行う障害者への必要な情報の発信及び障害者のコミュニケーション促進のための合理的配慮の提供について、支援を行うものとする。」

以上、条例案の修正箇所は3箇所でございます。

次に、パブリックコメントのご意見のうち条例案を修正しなかったものについて、市の考え方をご説明いたします。資料2もご覧ください。

条例素案に関することの（1）ですが、第4条は総則の規定となっています。また、市の責務としております障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及に関する施策の促進の中に、事業者が合理的配慮の提供に努めることに対する市の支援を含んでいます。具体的には、先ほどご説明いたしました第11条第2項において事業者に対する支援について規定していくこととしております。

続いて、（3）の第7条に対する市の考え方でございます。こちらのご意見は手話派遣コーディネーターの設置に関するものですが、

市が設置する手話通訳者が業務として手話通訳派遣コーディネートを現在も行っております。条例を制定したのちについては、手話通訳派遣コーディネート業務以外にも設置手話通訳者が担う予定としております。

続いて、(4) の第 10 条に関するご意見でございますが、第 10 条におきまして、手話を含めた障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を学ぶことができるよう規定しているところでございます。条例では具体的な内容は記載しておりませんが、学校における「福祉学習」等で手話を言語として使用するなど児童・生徒が手話に親しめるような学習機会の確保や支援に努めていく予定としております。

続いて、(6) の 3 つのご意見に対しましては、条例制定後の施策や事業を円滑に進めていくために、第 7 条におきまして「障害者、コミュニケーション支援者その他の関係者の意見を聴く」としてしております。当市におきましては、障がい者の日常生活及び社会生活における課題を話し合う「障害者自立支援協議会」や、障害福祉施策の推進のため他の条例で「障害者施策推進協議会」を設置しております。これらのほうで継続的に検討するための体制を整えておりますので、こちらで意見を出していただき施策に反映させていく予定です。

続いて、(7) のご意見につきましては第 1 回の検討委員会においても申しあげたように、「手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例」については手話を含め障がい者一人ひとりの特性に応じたコミュニケーション手段を普及させ、障がい者のコミュニケーションを促進させる。これにより、障がいのある人とない人が相互理解を深め、すべての市民が共生する社会を実現することを目的としております。したがって、「手話言語」と「障害者コミュニケーション促進」を一つの条例にすることには意義があると考えてお

ります。もちろん、「障害者コミュニケーション促進」の前提には「手話言語」が含まれるものとなります。

最後に、(8)のご意見につきましては、この条例検討委員会において、障害者団体の代表を含む委員の方々の意見を十分にお聴きしたうえで来年4月1日施行として進めておりますので、ご理解いただきたいということで市の考え方としております。

資料2の2ページ、条例施行後の施策に関することとございます。

(1-1) から (1-3) までにつきましては、手話通訳者の確保等に関する内容となっておりますが、いただいたご意見を踏まえ、条例施行後の施策や具体的な事業を検討していくことを市の考え方としております。

(2) につきましては、障がい者本人の意思を聞き取ることもコミュニケーションの一つであり、その点についても含んだ条例となっております。また、この条例については理念条例であり、罰則規定を設けるような性質のものではありません。万が一合理的配慮の不提供により障がい者差別があった場合には、障がい者支援課が窓口となって相談を受ける体制を取っているところでございます。

(3-1) から (3-3) までにつきましては、こちらも具体的なご意見をいただいておりますので、いただいたご意見を踏まえ、条例施行後の施策や具体的な事業を検討していくこととしております。

続いて、資料2の4ページ(4)につきましては、市内の小中学校における「福祉学習」の中で、手話を含めた障がい者のコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供に更に努めていくことを市の考え方としています。

(5-1) から (5-8) までにつきましても具体的な施策についてのご意見でございますので、いただいたご意見を踏まえ、手話を含め障がい者の障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及や支援者の確保・養成について、また事業者への支援も含め、これ

から検討していくことを市の考え方としています。

最後に、(6-1) から (6-3) までにつきましても具体的な施策についてのご意見でございますので、いただいたご意見を踏まえ、合理的配慮の提供を行う事業者への支援やコミュニケーション手段の普及について、これから検討していくことを市の考え方としています。

条例案の説明については以上でございます。

○**杉山会長** 杉山です。ありがとうございました。

今回ご審議いただいた条例案を加古川市議会に提案していくこととなります。質問や意見、確認があれば伺いたいと思います。

○**山本委員** 加古川市視覚障害者福祉協会の山本です。

確認となりますが、私自身、「障害者自立支援協議会」や「施策推進協議会」には参加しておりません。

今後、私たち障がい者の声が反映されるように、直接意見を出すことができるのでしょうか。

また、障がい者差別に関しては障がい者支援課で対応されるとの説明がありましたが、私たち障がい者が困ったときやこの条例に関することについては障がい者支援課に申し出ていけばよいのでしょうか。

○**杉山会長** 杉山です。

今のご意見は、第7条第2項に関するご意見です。

まず、「障害者、コミュニケーション支援者その他の関係者の意見を聴き」とありますが、その具体的な方法についてのご質問となります。

事務局、いかがでしょうか。

○事務局 障がい者支援課長の植田です。

障害福祉施策に皆様のご意見をどのように反映させるかについてですが、先ほど事務局の福原が申しあげましたように、当市におきましては障害者基本法に基づく「障害者施策推進協議会」を設置しております。その委員として、障がい者当事者にご参加いただきましてご意見を賜るというかたちをとっています。また、「障害者自立支援協議会」にも障害者団体の代表者にご参加いただいております。

両会にご参加いただいていない障害者団体の皆様のご意見につきましては、それぞれの団体と毎年度、予算要望会等を開催させていただく中で直接的にご意見をいただくことができます。そういった中からいただいたご意見を課題として受け止め、「障害者施策推進協議会」等で協議させていただきたいと考えています。

○山本委員 山本です。

先ほどの質問に関連するお願いです。「障害者施策推進協議会」の開催に関する情報があれば、その会議の前に参加される方に自分たちの意見を伝えることができますので、開催情報を教えていただき、意見を求めてくださるようお願いします。

○杣山会長 杣山です。

「障害者施策推進協議会」の開催については市のホームページで公開されていると思いますが、合理的配慮ということもありますので直接お知らせいただいて、そういった意見を反映させていくような協議会の運営を行っていただきたいと思います。

また、直接的に障がい者支援課に伝えるという方法もあるとのことですので、色々なルートから意見を反映させるようにしていただ

ければと思います。

○山本委員 山本です。

支援者の中には点訳者や朗読者等がありますが、支援者の意見も反映させられるような方法をご検討いただきたいと思います。

○杣山会長 杣山です。

今のご意見に関して、事務局いかがでしょうか。

○事務局 障がい者支援課長の植田です。

条例案に規定しておりますように、色々な支援者がおられます。支援者のご意見をいただく場も設けさせていただく予定としておりますので、よろしくお願いします。

それから、山本委員からいただいた2点目の質問に関してですが、障がい者差別についての窓口は障がい者支援課が担っておりますので、ご相談等がございましたら直接障がい者支援課にお越しただけたらと思います。

○杣山会長 杣山です。

他にご意見はございますでしょうか。

○嘉田オブザーバー 嘉田です。

この条例には、施策推進委員会の設置に関する記載がありません。しかし、パブリックコメントにはその設置に関する意見がありましたので、明確に記載する必要があるのではないのでしょうか。

「障害者施策推進協議会」や「障害者自立支援協議会」において、手話言語や障害者コミュニケーション促進に関した検討が具体的に行えるのか疑問に思っています。

やはり施策推進委員会を設け、障がい者当事者、学識経験者や市民の意見もいただきながら、具体的な施策について検討をしていくほうが望ましいのではないのでしょうか。

○杣山会長 杣山です。

今のご意見の確認ですが、第7条第2項の規定に「障害者施策推進協議会」等の具体的な協議会名を記載するということでしょうか。

○嘉田オブザーバー 嘉田です。

障がい者の意見を聴き、具体的な施策や条例の改正等について検討を行うことのできる新たな委員会を設けていただきたいということです。

○杣山会長 杣山です。

今のご意見について、事務局いかがでしょうか。

○事務局 障がい者支援課長の植田です。

当市としましては先ほど申しあげましたように、施策の推進にあたりましては障害者基本法に基づく「障害者施策推進協議会」を条例設置しており、その中で障害福祉に関する施策の推進を図っていくこととしています。

委員等からいただいたご意見は、既存の協議会ではなく新たな協議会等で協議できないかということと理解しています。しかし、協議会を複数設けてしまいますと、どちらの協議会で出された意見を優先すべきかという問題が生じてしまうと考えています。

○嘉田オブザーバー 嘉田です。

この条例により、これから色々な施策を進めていかれるのですが、

施策を進めていく中で様々な意見が出てくるかと思います。そのような意見を聴く場が必要なのではないでしょうか。この条例検討委員会の委員がまた集まり、条例による施策の進捗状況や理解普及状況に対しての意見交換を行うことができればいいと思いますので、委員会等の設置についてご検討いただきたいのです。

○杣山会長 杣山です。

今後条例が施行されたあと、この条例に基づいた施策が有効なのかどうか、実態を把握するための場をとという嘉田オブザーバーのご意見でしたが、事務局いかがでしょうか。

○事務局 障がい者支援課長の植田です。

確かに、現在の条例検討委員の皆様でこの条例の検討をいただいております、「障害者施策推進協議会」の委員とは異なります。先ほどのご意見については、この条例検討委員会の委員から引き続きご意見をいただくための場を設けることと理解しました。

この条例検討委員会は法に基づくものではなく任意の会でありますので、来年度以降もこの条例検討委員会の委員の皆様からご意見をいただく場を設けられるのかどうかについて、今後検討させていただきます。

○杣山会長 杣山です。

前向きに検討していただくということで理解させていただきます。

それでは、澤田委員、ご意見をお願いします。

○澤田委員 澤田です。

私は「障害者施策推進協議会」や「障害者自立支援協議会」に委

員として参加させていただいております。

私の娘は知的障がい者でありますので、私自身は知的障害という観点から、また身体障がい者で1名委員がおりますので、その委員の立場からの意見を述べることはできるのですが、加古川ろうあ協会様や加古川中途失聴・難聴者協会様、加古川市視覚障害者福祉協会様のご意見をすべて把握して意見として伝えることが困難であると感じます。

やはり、その立場の方から直接意見を出していただけるよう、検討していただきたいと思います。

○杣山会長 杣山です。ありがとうございました。

今のご意見は、条例の施行をきっかけにそれぞれの立場から意見を出し合える場を設けてほしいというものでしたが、事務局いかがでしょうか。

○事務局 障がい者支援課長の植田です。

「障害者施策推進協議会」は条例設置しており、委員定数についても規定しています。つきましては、現状の委員定数の範囲内で委員の追加についても検討させていただきたいと思います。

○杣山会長 杣山です。

ほかにございますでしょうか。

それでは、船越委員、ご意見をお願いします。

○船越委員 ボランティア点訳の船越です。

資料3の6ページ(3)ですけれども、聴覚障がい者に対して、市が主催する講演会その他の行事における手話通訳者及び要約筆記者の配置についてはそのとおりですが、視覚障がい者が参加した

ときの点字資料に対する記載がありません。最近の事例として、国が行っているマイナンバーに関しては、カードの利用方法や更新等の重要事項に対する点字による説明が一切ありませんでした。兵庫県に問い合わせたところ、ありませんという回答のみでした。まだまだ配慮が行き届いておりません。これらに関しても、ご一考いただきたいと思います。

○杣山会長 杣山です。

今のご意見については合理的配慮に関するものであり、今後どのように検討されるのかということです。

さきほど県の対応についてもご紹介がありましたが、事務局いかがでしょうか。

○事務局 障がい者支援課長の植田です。

確かに、点訳された資料は、現状として、点字広報の発行しか把握していないところです。

どの程度できるのかは分かりませんが、当市としましても、合理的配慮の提供として、資料の点字化や音声認識ソフトで読み上げられるようテキスト化するなど、対応できるものは対応していくよう周知啓発を図ってまいります。

○杣山会長 杣山です。

「障害者権利条約」にも批准しておりますし、合理的配慮からは逃れられないものとなっておりますので、事務局のほうでその周知啓発を進めていただきたいと思います。

川添委員、ご意見をお願いします。

○川添委員 手話サークル「しゅわっち」の川添です。

パブリックコメントで寄せられた意見のうち条例素案に関するものの（４）についてですが、この意見にある「学校」とはろう学校であると考えるべきです。

この意見に対する市の考え方としては、「福祉学習」等を利用した手話に親しむことのできる機会の確保や支援というご説明でしたが、「福祉学習」は特別支援学校ではなく普通の小・中学校で実施されているものです。したがって、この意見と市の考え方とは少しずれてしまうのではないのでしょうか。

また、条例施行後の施策に関するものの（２）に対する市の考え方として、この条例は理念条例であり罰則規定を設ける性質のものではないとのご説明でした。それはそうとして、違反等に対して市が指導できるものであるのか、できるのであれば施策にどのように反映していくのか、市の考え方を伺いたいと思います。

○事務局 障がい者支援課長の植田です。

まず、ご質問の１点目に関しまして、表現については川添委員とお話させていただき、市の考え方を整理させていただきたいと思います。

２点目につきましては、この条例はコミュニケーションを促進することが目的となりますので、罰則規定を設けるものではないと考えています。また、障害者差別解消法においては、行政や事業者における合理的配慮の提供に関する規定や、不提供の際には所管省庁が指導を行う旨規定されています。つきましては、差別事象があった場合には障がい者支援課にご相談いただき、対応を図っていくこととしています。

○杣山会長 杣山です。ありがとうございました。

それでは、脇本委員、ご意見をお願いします。

○協本委員 加古川中途失聴・難聴者協会の協本です。

資料2の2ページ、条例施行後の施策に関することについて、手話通訳者等の確保や育成についての具体的な意見が挙げられています。

自分たちの立場から言いますと、難聴者への理解や要約筆記者の確保・育成についても今後取り組んでいていただきたいと思っています。

○杣山会長 杣山です。ありがとうございました。

手話ボランティアの養成に努めてほしいというご意見と同様に、協本委員のお考えを反映できないかといったお願いでしたが、事務局いかがでしょうか。

○事務局 障がい者支援課長の植田です。

条例施行後の施策に関しては、いただいたご意見を踏まえ、今後の施策について具体的に検討してまいりたいとご説明させていただいたところです。障害者団体の活動や要約筆記者の確保・育成に関しましても、今後具体的に検討してまいりたいと考えています。

○杣山会長 杣山です。ありがとうございました。

それでは、これで条例案の審議については終了とさせていただきます。

続いて、次第の5、今後のスケジュールについて事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局 事務局の福原です。

今後のスケジュールについて説明を申し上げます。資料4をご覧ください

ください。

これまでの検討経緯につきましては、記載しておりますように、検討委員会として6月15日に第1回、7月15日に第2回、8月9日に第3回、8月23日から9月23日までの約1か月間、市内計39か所においてパブリックコメントを実施し、本日第4回の検討委員会を開催してまいりました。

今後でございますが、市役所内部での法制審議会で条例案を諮ったのち、議案の提案を12月市議会定例会に提案します。

条例が議決されましたのち、条例を周知・啓発するパンフレットを作成し配布していく予定としております。

条例の施行日は平成29年4月1日を予定しております。以上です。

○**杣山会長** 杣山です。ありがとうございました。

ご質問はございますでしょうか。

水田委員、お願いします。

○**水田委員** 水田です。

今後の予定としてパンフレットの作成とありますが、行政が作られるものでしょうか。関係団体も参加して作るものでしょうか。

○**事務局** 事務局の福原です。

市が作成するものとして考えておりますが、内容につきましては関係団体の皆様にご意見をお聴きすることになろうかと思えます。

○**水田委員** 水田です。

分かりました。作られる際は、お声かけのほどよろしく申し上げます。

○杣山会長 杣山です。ありがとうございました。

それでは、次第 6 のその他ですが、本日議論いただいた内容以外で何かございますでしょうか。

澤田委員、お願いします。

○澤田委員 澤田です。

資料 3 の 2 ページです。前回、私から「写真を用いた分かりやすい表現」について意見を挙げさせていただきましたが、杣山会長からも「絵図等視覚情報」が発達障がい者に有効であるとの意見が出されておりました。発達障害についても最近クローズアップされております。

発達障がい者にとっては、写真等を提示された場合、自分の気になったところに集中してしまい、かえって理解が難しくなると聞いています。したがって、「写真、絵図等視覚情報を活用した表現」に変更していただいたほうがいいのではと思います。

○杣山会長 杣山です。

視覚に訴える場合に、障害の内容によっては逆効果になる場合があるため、表現を変えてはどうかというものです。事務局で検討していただけますでしょうか。

○事務局 事務局の福原です。

ご意見いただきました内容について、前文と第 2 条の定義規定にありますので、この 2 点を修正させていただきます。

○杣山会長 杣山です。ありがとうございました。

これで今日の審議はすべて終了しました。これまで 4 回にわたり

様々なご意見をいただき、皆様のご意見が十分に反映されたかと思
います。本当にありがとうございました。

それでは、ここで議長の役目を終えさせていただき、進行を事務
局にお返しします。

○事務局 事務局の前田です。

本日も、大変充実したご意見をいただき、本当にありがとうございました。

それでは、これにて第４回（仮称）加古川市手話言語及び障がい
者コミュニケーション促進条例検討委員会を閉会いたします。

委員の皆様には、このあと事務連絡がございますので、待機して
ください。傍聴者は退席してください。

ありがとうございました。

以 上